

吹田市公告第502号

吹田市子ども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年8月28日

吹田市長 後藤 圭二

記

1 業務名称

吹田市子ども計画策定支援業務

2 履行場所

吹田市役所 吹田市泉町1丁目3番40号

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

吹田市子ども計画の策定支援業務

5 落札方法

制限付一般競争入札

6 最低制限価格

設定しない

7 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1)施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3)公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4)会社更生法又は民事再生法に基づき更生または再生手続開始の申立てがなされている者に

については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

- (5)本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、「199 その他委託業務等」の取扱品目「05 アンケート調査・集計」で、自治体における計画策定支援等、本業務を履行可能とみなされる者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1)本入札を参加希望する者は、(2)に定めるところに従い、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

吹田市子ども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札参加資格確認申請書

- (2)申請書類の提出

ア 提出期限

令和5年8月28日(月)から令和5年9月1日(金)までの午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所低層棟2階 児童部子育て政策室

電話 (06)6384-1491

ウ 申請書類の取得方法

令和5年8月28日(月)から令和5年9月1日(金)までの間に、吹田市のホームページの(トップページ > 市政 > 市の政策と計画・行政運営 > 市の主な計画 > 子育て・教育 > 吹田市子ども・子育て支援事業計画 > 吹田市子ども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札の実施について)からダウンロードすること。

エ その他

(ア)申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ)提出された申請書類は、返却しない。

(ウ)申請書類は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。(2)アに記載する期間内に必着のこと。)によるものとする。

- (3)入札参加資格の確認の結果は、令和5年9月1日(金)に、申請者に電子メールにより通知する。また、入札参加を有すると認めた者については、入札日等についても併せて通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4)提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。したがって、仕様書、入札書、入札価格内訳書、入札辞退書、委任状については、(トップページ > 市政 > 市の政策と計画・行政運営 > 市の主な計画 > 子育て・教育 > 吹田市子ども・子育て支援事業計画 > 吹田市子ども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札の実施について)からダウンロードすること。

10 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年9月4日(月)から令和5年9月6日(水)午後5時30分までとし、電子メールにより受け付ける。※電話により到達確認を行うこと。

(2) 回答掲載期間

令和5年9月7日(木)から令和5年9月12日(火)午後5時30分までとし、吹田市ホームページ(トップページ > 市政 > 市の政策と計画・行政運営 > 市の主な計画 > 子育て・教育 > 吹田市子ども・子育て支援事業計画 > 吹田市子ども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札の実施について)にて回答する。

(3) 問合せ先

「23 問合せ先」のとおり

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年9月13日(水)午前10時30分

(2) 入札場所

吹田市泉町2丁目29-1

吹田市文化会館(メイシアター) 3階 レセプションホール

12 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札価格内訳書の提出

- (1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した入札価格内訳書の提出を求める。
- (2) 入札価格内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市子ども計画

策定支援業務制限付一般競争入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1)有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2)落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1)吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2)吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3)入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4)正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の保証

落札者は、次の落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1)契約保証金の納付
- (2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3)当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4)当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約当契約に係る保険証券の提出

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 契約予定日

令和5年9月15日

22 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札及び契約において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。
- (4) 本公告は、入札説明書を兼ねるものとする。

23 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部子育て政策室(吹田市役所低層棟2階)

電話 (06)6384-1491

FAX (06)6368-7349

メール jisedai@city.suita.osaka.jp